

# 社会福祉法人応山会定款

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

#### 第二種社会福祉事業

##### 保育所の経営

### (名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人応山会という。

### (経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

### (事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を愛知県豊川市御津町下佐脇北浦20番地5に置く。

## 第2章 評議員

### (評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名を置く。

### (評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、職員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、報酬は支給しない。

### 第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (3) 定款の変更
- (4) 残余財産の処分
- (5) 基本財産の処分
- (6) 社会福祉充実計画の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第13条 評議員会の議長は、その都度評議員の互選とする。

(決議)

第14条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第16条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

#### (議事録)

第15条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

### 第4章 役員及び職員

#### (役員の定数)

第16条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6名

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とする。

#### (役員の選任)

第17条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

#### (理事の職務及び権限)

第18条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 理事長は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

#### (監事の職務及び権限)

第19条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第20条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第21条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができます。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第22条 理事及び監事に対して、報酬は支給しない。

(職員)

第23条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

## 第5章 理事会

(構成)

第24条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第25条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第26条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第27条 理事会の議長は、その都度理事の互選とする。

(決議)

第28条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

(議事録)

第29条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第30条 この法人の資産は、これを分けて基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 愛知県豊川市御津町下佐脇北浦77番地1、17番地5、17番地6、20番地5、76番地2及び77番地2所在の鉄筋コンクリート造ルーフィング葺陸屋根2階建菊保育園園舎1棟(1階 358.25m<sup>2</sup>、2階 184.50m<sup>2</sup>)

(2) 愛知県豊川市御津町下佐脇北浦49番地1所在の菊保育園駐車場用地(911m<sup>2</sup>)

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第31条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、東三河広域連合長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、東三河広域連合長の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第32条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第33条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、

理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第34条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定期評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般的閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第35条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第36条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第37条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

## 第7章 解散及び変更

(解散)

第38条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第39条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

## 第8章 定款の変更

### （定款の変更）

第40条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、東三河広域連合長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を東三河広域連合長に届け出なければならない。

## 第9章 公告の方法その他

### （公告の方法）

第41条 この法人の公告は、社会福祉法人応山会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

### （施行細則）

第42条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

## 附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長瀬古真隆

理事 山口三郎

〃 山口富司

〃 辻常男

〃 後藤秋子

〃 倉橋八重子

監事 川口一ニ

〃 萩野常次

## 附 則

1 この定款は平成29年4月1日から施行する。

2 第5条で定める評議員の人数は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間は4名以上とする。

# 定 款

社会福祉法人応山会

# 社会福祉法人応山会定款

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

### 第二種社会福祉事業

#### 保育所の経営

### (名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人応山会という。

### (経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

### (事業所の所在地)

第4条 この法人の事務所を愛知県豊川市御津町下佐脇北浦20番地5に置く。

## 第2章 役員及び職員

### (役員の定数)

第5条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名
- (2) 監事 2名

2 理事のうち1名は、理事の互選により、理事長となる。

3 理事長は、この法人を代表する。

4 役員の選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうちに1名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

(役員の任期)

第6条 役員の任期は2年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任されることができる。
- 3 理事長の任期は、理事として在任する期間とする。

(役員の選任等)

第7条 理事は、理事総数の3分の2以上の同意を得て、理事長が委嘱する。

- 2 監事は、理事会において選任する。
- 3 監事は、この法人の理事、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

(役員の報酬等)

第8条 役員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(理事会)

第9条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。

ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- 2 理事会は、理事長がこれを招集する。
- 3 理事長は、理事総数の3分の1以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から一週間以内にこれを招集しなければならない。
- 4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。
- 5 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 6 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び理事会に付議される事項についての意思を表示した者は、出席とみなす。
- 7 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加

わることができない。

- 9 議長及び理事会において選任した理事2名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

(理事長の職務の代理)

- 第10条 理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次に理事長の職務を代理する。
- 2 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。

(監事による監査)

- 第11条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。
- 2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会及び東三河広域連合長に報告するものとする。
- 3 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会に出席して意見を述べるものとする。

(職員)

- 第12条 この法人に、職員若干名を置く。
- 2 この法人の設置経営する施設の長（以下「施設長」という。）は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。
- 3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

### 第3章 資産及び会計

(資産の区分)

- 第13条 この法人の資産は、これを分けて基本財産と運用財産の2種とする。
- 2 基本財産は、次に掲げる財産をもって構成する。
- （1）愛知県豊川市御津町下佐脇北浦77番地1、17番地5、17番地6、  
20番地5、76番地2及び77番地2所在の鉄筋コンクリート造ルーフ  
イング葺陸屋根2階建菊保育園園舎1棟（1階 358.25m<sup>2</sup>、2階  
184.50m<sup>2</sup>
- （2）愛知県豊川市御津町下佐脇北浦49番地1所在の菊保育園駐車場用地（9

1 1 m<sup>3</sup>)

- 3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第14条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、東三河広域連合長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、東三河広域連合長の承認は必要としない。

- 1 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 2 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第15条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(特別会計)

第16条 この法人は、特別会計を設けることができる。

(予算)

第17条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(決算)

第18条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後2月以内に理事長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の認定を得なければならない。

- 2 前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、各事務所に備えて置くとともに、この法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある

場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

#### (会計年度)

第19条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもつて終わる。

#### (会計処理の基準)

第20条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるものほか、理事会において定める経理規程により処理する。

#### (臨機の措置)

第21条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

### 第4章 解散及び合併

#### (解散)

第22条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

#### (残余財産の帰属)

第23条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、理事総数の3分の2以上の同意によって社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

#### (合併)

第24条 合併しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、東三河広域連合長の認可を受けなければならない。

### 第5章 定款の変更

#### (定款の変更)

第25条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を

得て、東三河広域連合長の認可（社会福祉法第43条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を東三河広域連合長に届け出なければならない。

## 第6章 公告の方法その他

### （公告の方法）

第26条 この法人の公告は、社会福祉法人応山会の掲示場に掲示するとともに、官報又は新聞に掲載して行う。

### （施行細則）

第27条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

### 附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長	瀬古真隆	理 事	後藤秋子
理 事	山口三郎	理 事	倉橋八重子
理 事	山口富司	監 事	川口一二
理 事	辻 常男	監 事	荻野常次

第9条の「日常の業務」とは、次のとおりとする。

- ①「施設長の任免その他重要な人事」を除く職員の任免。
  - ②職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること。
  - ③債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、  
その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの。
  - ④設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの。
  - ⑤建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの。
    - ア. 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入
    - イ. 施設設備の保守管理、物品の修理等
    - ウ. 緊急を要する物品の購入等
  - ⑥基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分。  
ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
  - ⑦損傷その他の理由に  
より不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えない  
と認められる物品の売却又は廃棄。
  - ⑧予算上の予備費の支出。
  - ⑨入所者・利用者の日常の待遇に関すること。
  - ⑩入所者の預り金の日常に管理に関すること。
  - ⑪寄付金の受入れに関する決定。  
ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- なお、これらの中には諸規定において定める契約担当者に委任されるものも含まれる。

## 社会福祉法人応山会 評議員選任・解任委員会運営細則

### (目的)

第1条 本細則は、社会福祉法人応山会定款第6条1項に規定された、社会福祉法人応山会評議員選任・解任委員会（以下「委員会」という。）における評議員の選任・解任手続等を定めたものである。

### (委員の構成)

第2条 委員会は、監事1名、職員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。

2 理事長（理事長に事故あるときは施設長）は、委員会に出席しなければならない。

### (委員の任期)

第3条 委員の任期は、就任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。

2 委員は、辞任又は任期満了後においても、定款第6条2項に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行なわなければならない。

### (委員の解任)

第4条 委員が、次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において、理事現在数の3分の2以上の議決により、理事長がこれを解任することができる。

(1) 心身故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反、その他委員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

### (委員の報酬等)

第5条 委員には、その地位のみに基づいては、報酬を支給しない。

2 委員の報酬額は、理事会の決議を経て、理事長が定める。

3 委員には、その職務を行なうために要する費用を弁償することができる。この場合の支給基準については、理事会の決議を経て理事長が定める。

### (招集)

第6条 委員会は、理事長が招集する。

### (招集通知)

第7条 理事長は、委員会の日の1週間前までに、各委員会委員（以下委員）に対して書面でその通知を発しなければならない。ただし、委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

### (委員長)

第8条 委員会の委員長は、当該委員会において委員の中から選出する。

2 委員長は、委員会の議長とする。

(評議員の選出)

第9条 評議員の選任は、以下の各号の手続を経るものとする。

- (1) 評議員候補者は、理事会が委員会に推薦する。
- (2) 理事長（理事長に事故あるときは施設長）は、委員会に、当該候補者の経歴、当該候補者を評議員候補者とした理由、当該候補者と当該法人および、役員等との関係、当該候補者の兼職状況を説明しなければならない。
- (3) 委員会は、評議員候補者について審議を行い、評議員選任の決議を行う。

(評議員の解任)

第10条 評議員の解任は、以下の各号の手続を経るものとする。

- (1) 理事会（理事長に事故あるときは施設長）は、委員会に理事会で決議された評議員会人の提案を行い、評議員として不適任とした理由を委員に説明しなければならない。
- (2) 委員会は、解任の提案をされた評議員の解任について審議を行い、解任の可否について決議を行う。

(決議)

第11条 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ賛成することを要する。

(議事録)

第12条 委員会の議事については、議事録を作成する。

- 2 議事録は書面をもって作成し、委員長および出席した委員が記名押印しなければならない。
- 3 議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。
  - (1) 委員会が開催された年月日及び場所
  - (2) 委員会の議事の経過の要領及びその結果
  - (3) 委員会に出席した理事の名前
  - (4) 委員会の委員長が存するときは、委員長の氏名
- 4 第1項の議事録は、委員会の日から10年間、その主たる事務所に備え置かなければならない。

(補則)

第13条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

(改廃)

第14条 この細則の改廃は、理事会の決議を経なければならない。

## 附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

理事長	施設長		担当者

第一号第四様式（第十七条第四項関係）

# 菊保育園拠点区分 資金収支計算書

(自) 平成 30 年 4 月 1 日 (至) 平成 31 年 3 月 31 日

社会福祉法人名 応山会

(単位 : 円)

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考
収入	保育事業収入	72,945,000	66,504,784	6,440,216	
	委託費収入	61,195,000	61,194,590	410	
	私的契約利用料収入	750,000	734,880	15,120	
	私立認定保育所利用料収入	0	0	0	
	その他の事業収入	11,000,000	4,575,314	6,424,686	
	補助金事業収入(公費)	11,000,000	4,575,314	6,424,686	
	補助金事業収入(一般)	0	0	0	
	受託事業収入(公費)	0	0	0	
	受託事業収入(一般)	0	0	0	
	その他の事業収入	0	0	0	
	借入金利息補助金収入	0	0	0	
	経常経費寄附金収入	0	0	0	
	一般寄付金収入	0	0	0	
	共同募金収入	0	0	0	
	受取利息配当金収入	10,000	704	9,296	
	その他の収入	10,000	91,990	△81,990	
	受入研修費収入	0	0	0	
	利用者等外給食費収入	0	0	0	
事業活動による収支	雑収入	10,000	91,990	△81,990	
	雑収入(県共済会退職金分)	0	50,400	△50,400	
	その他の雑収入	10,000	41,590	△31,590	
	事業活動収入計(1)	72,965,000	66,597,478	6,367,522	
	人件費支出	59,840,000	59,583,444	256,556	
	職員給料支出	24,000,000	23,964,897	35,103	
	職員俸給支出	21,200,000	21,237,600	△37,600	
	職員諸手当支出	2,800,000	2,727,297	72,703	
	職員賞与支出	8,000,000	7,947,707	52,293	
	非常勤職員給与支出	19,350,000	19,189,466	160,534	
支出	派遣職員費支出	0	0	0	
	退職給付支出	710,000	706,050	3,950	
	法定福利費支出	7,780,000	7,775,324	4,676	
	事業費支出	9,310,000	8,677,326	632,674	
	給食費支出	5,300,000	5,296,011	3,989	
	保健衛生費支出	40,000	31,389	8,611	
	保育材料費支出	1,850,000	1,419,423	430,577	
	水道光熱費支出	1,100,000	1,177,658	△77,658	
	燃料費支出	0	0	0	
	消耗器具備品費支出	500,000	353,540	146,460	
	保険料支出	10,000	9,585	415	
	賃借料支出	350,000	234,720	115,280	
	車輌費支出	0	0	0	
	雑支出(事業)	160,000	155,000	5,000	
	事務費支出	3,015,000	2,581,830	433,170	
	福利厚生費支出	130,000	123,574	6,426	
	職員被服費支出	0	0	0	
	旅費交通費支出	65,000	54,020	10,980	
	研修研究費支出	20,000	13,500	6,500	
	事務消耗品費支出	60,000	51,306	8,694	
	印刷製本費支出	15,000	0	15,000	
	水道光熱費支出	200,000	184,440	15,560	
	燃料費支出	0	0	0	
	修繕費支出	300,000	264,180	35,820	

(単位：円)

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考
事業活動による収支	通信運搬費支出	160,000	157,267	2,733	
	会議費支出	25,000	10,864	14,136	
	広報費支出	0	0	0	
	業務委託費支出	440,000	425,123	14,877	
	手数料支出	90,000	78,192	11,808	
	保険料支出	540,000	527,944	12,056	
	賃借料支出	300,000	285,600	14,400	
	土地・建物賃借料支出	0	0	0	
	租税公課支出	0	0	0	
	保守料支出	450,000	405,820	44,180	
	涉外費支出	0	0	0	
	諸会費支出	0	0	0	
	雑支出（事務）	220,000	0	220,000	
	雑支出（県共済会退職金分）	110,000	0	110,000	
	その他の雑支出（事務）	110,000	0	110,000	
	職員等給食費支出	0	0	0	
	支払利息支出	0	0	0	
	その他の支出	0	0	0	
	利用者等外給食費支出	0	0	0	
	雑支出	0	0	0	
事業活動支出計(2)		72,165,000	70,842,600	1,322,400	
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)		800,000	△4,245,122	5,045,122	
施設整備等による収支	施設整備等補助金収入	0	0	0	
	施設整備等補助金収入	0	0	0	
	設備資金借入金元金償還補助金収入	0	0	0	
	施設整備等寄附金収入	0	0	0	
	施設整備等寄附金収入	0	0	0	
	設備資金借入金元金償還寄附金収入	0	0	0	
	設備資金借入金収入	0	0	0	
	固定資産売却収入	0	0	0	
	土地売却収入	0	0	0	
	建物売却収入	0	0	0	
	構築物売却収入	0	0	0	
	機械及び装置売却収入	0	0	0	
	車両運搬具売却収入	0	0	0	
	器具及び備品売却収入	0	0	0	
	権利売却収入	0	0	0	
ソフトウエア売却収入		0	0	0	
施設整備等収入計(4)		0	0	0	
支出	設備資金借入金元金償還支出	0	0	0	
	固定資産取得支出	800,000	216,000	584,000	
	土地取得支出	0	0	0	
	建物取得支出	0	0	0	
	構築物取得支出	0	0	0	
	機械及び装置取得支出	0	0	0	
	車両運搬具取得支出	0	0	0	
	器具及び備品取得支出	800,000	216,000	584,000	
	建設仮勘定支出	0	0	0	
	権利取得支出	0	0	0	
	ソフトウエア取得支出	0	0	0	
	固定資産除却・廃棄支出	0	0	0	
	ファイナンス・リース債務の返済支出	0	0	0	

(単位：円)

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考
施設整備等 収支	その他の施設整備等による支出	0	0	0	
	長期未払金支払支出	0	0	0	
	施設整備等支出計(5)	800,000	216,000	△584,000	
	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	△800,000	△216,000	△584,000	
その他の活動による 収支	長期運営資金借入金元金償還寄附金収入	0	0	0	
	長期運営資金借入金収入	0	0	0	
	長期貸付金回収収入	0	0	0	
	積立資産取崩収入	6,000	4,805	1,195	
	退職給付引当資産取崩収入	0	0	0	
	保育所繰越積立資産取崩収入	3,000	2,052	948	
	人件費積立資産取崩収入	0	0	0	
	修繕費積立資産取崩収入	3,000	2,052	948	
	備品等購入積立資産取崩収入	0	0	0	
	保育所施設・設備整備積立資産取崩収入	3,000	2,753	247	
	基本財産特定定期預金取崩収入	0	0	0	
	その他の活動による収入	0	0	0	
	その他の固定資産回収収入	0	0	0	
	その他の固定負債借入金収入	0	0	0	
	その他の活動収入計(7)	6,000	4,805	1,195	
活動による 支出	長期運営資金借入金元金償還支出	0	0	0	
	長期貸付金支出	0	0	0	
	積立資産支出	0	0	0	
	退職給付引当資産支出	0	0	0	
	保育所繰越積立資産支出	0	0	0	
	人件費積立資産支出	0	0	0	
	修繕費積立資産支出	0	0	0	
	備品等購入積立資産支出	0	0	0	
	保育所施設・設備整備積立資産支出	0	0	0	
	基本財産特定定期預金積立支出	0	0	0	
	その他の活動による支出	0	0	0	
	その他の固定資産貸付支出	0	0	0	
	その他の固定負債返済支出	0	0	0	
	前払費用前払支出	0	0	0	
	その他の活動支出計(8)	0	0	0	
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)		6,000	4,805	1,195	
予備費支出(10)		0		0	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)		6,000	△4,456,317	4,462,317	
前期末支払資金残高(12)		0	14,067,055	△14,067,055	
当期末支払資金残高(11)+(12)		6,000	9,610,738	△9,604,738	



第二号第四様式（第二十三条第四項関係）  
菊保育園拠点区分 事業活動計算書

(自) 平成 30 年 4 月 1 日 (至) 平成 31 年 3 月 31 日

社会福祉法人名 応山会

(単位：円)

勘定科目		当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)
収益 サービス活動増減の △	保育事業収益	66,504,784	72,014,956	△5,510,172
	施設型給付費収益	0	0	0
	施設型給付費収益	0	0	0
	利用者負担金収益	0	0	0
	特例施設型給付費収益	0	0	0
	特例施設型給付費収益	0	0	0
	利用者負担金収益	0	0	0
	地域型保育給付費収益	0	0	0
	地域型保育給付費収益	0	0	0
	利用者負担金収益	0	0	0
	特例地域型保育給付費収益	0	0	0
	特例地域型保育給付費収益	0	0	0
	利用者負担金収益	0	0	0
	委託費収益	61,194,590	59,757,820	1,436,770
	利用者等利用料収益	0	0	0
	利用者等利用料収益（公費）	0	0	0
	利用者等利用料収益（一般）	0	0	0
	その他の利用料収益	0	0	0
サービス活動増減の△	私的契約利用料収益	734,880	708,715	26,165
	私立認定保育所利用料収益	0	0	0
	その他の事業収益	4,575,314	11,548,421	△6,973,107
	補助金事業収益（公費）	4,575,314	11,548,421	△6,973,107
	補助金事業収益（一般）	0	0	0
	受託事業収益（公費）	0	0	0
	受託事業収益（一般）	0	0	0
	その他の事業収益	0	0	0
	経常経費寄附金収益	0	0	0
	一般寄附金収益	0	0	0
費用	共同募金収益	0	0	0
	その他の収益	91,990	71,240	20,750
	その他の収益（県共済会退職金分）	50,400	63,240	△12,840
	雑収益	41,590	8,000	33,590
	サービス活動収益計(1)	66,596,774	72,086,196	△5,489,422
	人件費	59,583,444	57,539,975	2,043,469
	職員給料	23,964,897	26,504,694	△2,539,797
	職員俸給	21,237,600	23,388,700	△2,151,100
	職員諸手当	2,727,297	3,115,994	△388,697
	職員賞与	7,947,707	8,508,572	△560,865
費用	賞与引当金繰入	0	0	0
	非常勤職員給与	19,189,466	14,487,603	4,701,863
	派遣職員費	0	0	0
	退職給付費用	706,050	694,945	11,105
	法定福利費	7,775,324	7,344,161	431,163
	事業費	8,677,326	9,104,027	△426,701
	給食費	5,296,011	5,079,004	217,007
	保健衛生費	31,389	25,700	5,689
	保育材料費	1,419,423	1,663,671	△244,248
	水道光熱費	1,177,658	1,164,537	13,121
	燃料費	0	0	0
賃借料	消耗器具備品費	353,540	654,409	△300,869
	保険料	9,585	10,575	△990
	賃借料	234,720	380,781	△146,061

(単位：円)

勘定科目		当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)
サービス活動増減の部 費用	車輌費	0	0	0
	雑費	155,000	125,350	29,650
	事務費	2,581,830	3,864,136	△1,282,306
	福利厚生費	123,574	114,544	9,030
	職員被服費	0	0	0
	旅費交通費	54,020	800	53,220
	研修研究費	13,500	2,000	11,500
	事務消耗品費	51,306	196,876	△145,570
	印刷製本費	0	4,860	△4,860
	水道光熱費	184,440	218,045	△33,605
	燃料費	0	0	0
	修繕費	264,180	2,064,288	△1,800,108
	通信運搬費	157,267	139,293	17,974
	会議費	10,864	13,478	△2,614
	広報費	0	0	0
	業務委託費	425,123	249,480	175,643
	手数料	78,192	294,192	△216,000
	保険料	527,944	0	527,944
	賃借料	285,600	142,800	142,800
	土地・建物賃借料	0	0	0
	租税公課	0	0	0
	保守料	405,820	369,000	36,820
	涉外費	0	0	0
	諸会費	0	0	0
	雑費（事務）	0	54,480	△54,480
	その他の費用（県共済会退職金分）	0	54,480	△54,480
	その他の雑費（事務）	0	0	0
	職員等給食費	0	0	0
	減価償却費	4,415,900	4,344,708	71,192
	国庫補助金等特別積立金取崩額	△1,115,813	△1,115,813	0
	サービス活動費用計(2)	74,142,687	73,737,033	405,654
	サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)	△7,545,913	△1,650,837	△5,895,076
サービス活動外増減の部 収益	借入金利息補助金収益	0	0	0
	受取利息配当金収益	704	5,046	△4,342
	その他のサービス活動外収益	0	0	0
	受入研修費収益	0	0	0
	利用者等外給食収益	0	0	0
	雑収益	0	0	0
	サービス活動外収益計(4)	704	5,046	△4,342
サービス活動外増減の部 費用	支払利息	0	0	0
	その他のサービス活動外費用	0	0	0
	利用者等外給食費	0	0	0
	雑損失	0	0	0
	サービス活動外費用計(5)	0	0	0
	サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)	704	5,046	△4,342
経常増減差額(7)=(3)+(6)		△7,545,209	△1,645,791	△5,899,418
特別増減の部 収益	施設整備等補助金収益	0	0	0
	施設整備等補助金収益	0	0	0
	設備資金借入金元金償還補助金収益	0	0	0
	施設整備等寄附金収益	0	0	0
	施設整備等寄附金収益	0	0	0
	設備資金借入金元金償還寄附金収益	0	0	0

(単位：円)

勘定科目		当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)
収益	長期運営資金借入金元金償還寄附金収益	0	0	0
	固定資産受贈額	0	0	0
	固定資産売却益	0	0	0
	車輌運搬具売却益	0	0	0
	器具及び備品売却益	0	0	0
	その他の特別収益	0	619,380	△619,380
	退職給付引当金 会計基準移行時 過年度分修正額	0	0	0
	その他の固定資産 過年度分修正	0	619,380	△619,380
	国庫補助 会計基準移行時 過年度分修正額	0	0	0
	特別収益計(8)	0	619,380	△619,380
特別 増 減 の 部	基本金組入額	0	0	0
	資産評価損	0	0	0
	固定資産売却損・処分損	76,927	79,944	△3,017
	建物売却損・処分損	0	0	0
	車輌運搬具売却損・処分損	6,000	0	6,000
	器具及び備品売却損・処分損	70,927	79,944	△9,017
	その他の固定資産売却損・処分損	0	0	0
	国庫補助金等特別積立金取崩額（除却等）	0	0	0
	国庫補助金等特別積立金積立額	0	0	0
	災害損失	0	0	0
費用	その他の特別損失	0	0	0
	退職給付引当資産 会計基準移行時 過年度分修正額	0	0	0
	その他の固定資産 過年度分修正	0	0	0
	国庫補助 会計基準移行時 過年度分修正額	0	0	0
	特別費用計(9)	76,927	79,944	△3,017
	特別増減差額(10)=(8)-(9)	△76,927	539,436	△616,363
	当期活動増減差額(11)=(7)+(10)	△7,622,136	△1,106,355	△6,515,781
	前期繰越活動増減差額(12)	68,409,148	69,518,256	△1,109,108
	当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)	60,787,012	68,411,901	△7,624,889
	基本金取崩額(14)	0	0	0
繰 越 活 動 増 減 差 額 の 部	その他の積立金取崩額(15)	4,805	0	4,805
	人件費積立金取崩額	0	0	0
	修繕積立金取崩額	2,052	0	2,052
	備品等購入積立金取崩額	0	0	0
	保育所施設・設備整備積立金取崩額	2,753	0	2,753
	その他の積立金積立額(16)	0	2,753	△2,753
	人件費積立金積立額	0	0	0
	修繕積立金積立額	0	0	0
	備品等購入積立金積立額	0	0	0
	保育所施設・設備整備積立金積立額	0	2,753	△2,753
次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)		60,791,817	68,409,148	△7,617,331

理事長	施設長		担当者

第三号第四様式（第二十七条第四項関係）  
菊保育園拠点区分 貸借対照表  
平成 31 年 3 月 31 日 現在

社会福祉法人名 応山会

(単位：円)

資産の部				負債の部			
	当年度末	前年度末	増減		当年度末	前年度末	増減
流動資産	12,089,506	16,555,341	△4,465,835	流動負債	2,478,768	2,488,286	△9,518
現金預金	12,089,506	16,555,341	△4,465,835	短期運営資金借入金	0	0	0
現金	0	0	0	事業未払金	1,583,288	1,646,106	△62,818
普通預金	10,089,506	14,555,341	△4,465,835	その他の未払金	0	0	0
定期預金	2,000,000	2,000,000	0	1年以内返済予定設備資金借入金	0	0	0
事業未収金	0	0	0	1年以内返済予定期間償資金借入金	0	0	0
未収金	0	0	0	1年以内返済予定期間リース債務	0	0	0
未収補助金	0	0	0	1年以内支払予定期間未払金	0	0	0
未収収益	0	0	0	未払費用	0	0	0
受取手形	0	0	0	預り金	0	0	0
貯蔵品	0	0	0	職員預り金	895,480	842,180	53,300
立替金	0	0	0	前受金	0	0	0
前払金	0	0	0	前受収益	0	0	0
前払費用	0	0	0	仮受金	0	0	0
前払費用（支払資金）	0	0	0	賞与引当金	0	0	0
前払費用（長期からの振替用）	0	0	0	職員賞与	0	0	0
1年以内回収予定期間貸付金	0	0	0	法定福利費	0	0	0
短期貸付金	0	0	0	その他の流動負債	0	0	0
仮払金	0	0	0	1年以内返済予定期間その他の固定負債	0	0	0
その他の流動資産	0	0	0	その他の流動負債	0	0	0
その他の流動資産	0	0	0				
資金諸口	0	0	0				
固定資産	100,772,905	105,105,687	△4,332,782	固定負債	6,676,986	6,728,136	△51,150
基本財産	58,485,102	60,118,602	△1,633,500	設備資金借入金	0	0	0
土地	33,389,328	33,389,328	0	長期運営資金借入金	0	0	0
建物	25,095,774	26,729,274	△1,633,500	リース債務	0	0	0
建物（取得価額）	82,500,000	82,500,000	0	退職給付引当金	6,676,986	6,728,136	△51,150
建物（減価償却累計額）	△57,404,226	△55,770,726	△1,633,500	県共済会退職給与引当金	6,676,986	6,728,136	△51,150
定期預金	0	0	0	長期未払金	0	0	0
その他の固定資産	42,287,803	44,987,085	△2,699,282	その他の固定負債	0	0	0
地	0	0	0	負債の部合計	9,155,754	9,216,422	△60,668
建物	34,136	59,791	△25,655	純資産の部			
建物（取得価額）	1,282,785	1,282,785	0	基本金	5,793,880	5,793,880	0
建物（減価償却累計額）	△1,248,649	△1,222,994	△25,655	1号基本金	369,000	369,000	0
構築物	9,106,231	10,284,439	△1,178,208	2号基本金	0	0	0
構築物（取得価額）	26,359,375	26,359,375	0	3号基本金	5,424,880	5,424,880	0
構築物（減価償却累計額）	△17,253,144	△16,074,936	△1,178,208	国庫補助金等特別積立金	15,220,960	16,336,773	△1,115,813
機械及び装置	0	0	0	その他の積立金	21,900,000	21,904,805	△4,805
機械及び装置（取得価額）	0	0	0	人件費積立金	0	0	0
機械及び装置（減価償却累計額）	0	0	0	修繕費積立金	1,900,000	1,902,052	△2,052
車両運搬具	15,417	67,667	△52,250	備品等購入積立金	0	0	0
車両運搬具（取得価額）	185,000	335,000	△150,000	保育所施設・設備整備積立金	20,000,000	20,002,753	△2,753
車両運搬具（減価償却累計額）	△169,583	△267,333	97,750	次期繰越活動増減差額	60,791,817	68,409,148	△7,617,331
器具及び備品	4,416,757	5,731,827	△1,315,070	（うち当期活動増減差額）	△7,622,136	△1,106,355	△6,515,781
器具及び備品（取得価額）	18,234,087	19,791,247	△1,557,160				
器具及び備品（減価償却累計額）	△13,817,330	△14,059,420	242,090				
建設仮勘定	0	0	0				
有形リース資産	0	0	0				
有形リース資産（取得価額）	0	0	0				
有形リース資産（減価償却累計額）	0	0	0				

(単位：円)

資産の部				負債の部			
	当年度末	前年度末	増減		当年度末	前年度末	増減
権利	0	0	0				
ソフトウェア	138,276	210,420	△72,144				
ソフトウェア(取得価額)	1,305,720	1,305,720	0				
ソフトウェア(減価償却累計額)	△1,167,444	△1,095,300	△72,144				
無形リース資産	0	0	0				
無形リース資産(取得価額)	0	0	0				
無形リース資産(減価償却累計額)	0	0	0				
長期貸付金	0	0	0				
退職給付引当資産	6,676,986	6,728,136	△51,150				
保育所繰越積立資産	1,900,000	1,902,052	△2,052				
人件費積立資産	0	0	0				
修繕費積立預金	1,900,000	1,902,052	△2,052				
備品購入等積立資産	0	0	0				
育所施設・設備整備積立資産	20,000,000	20,002,753	△2,753				
長期前払費用	0	0	0				
その他の固定資産	0	0	0	純資産の部合計	103,706,657	112,444,606	△8,737,949
資産の部合計	112,862,411	121,661,028	△8,798,617	負債及び純資産の部合計	112,862,411	121,661,028	△8,798,617

理事長	施設長		担当者
			

別紙4

## 財産目録

平成30年3月31日現在

社会福祉法人 応山会

(単位:円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
<b>I 流動資産の部</b>						
<b>1 流動資産</b>						
現金預金	ひまわり農協御津支店	—	運転資金として			12,089,506
			流動資産合計			12,089,506
<b>2 固定資産</b>						
<b>(1) 基本財産</b>						
土地	豊川市御津町下佐脇北浦49番地1	—	第1種社会福祉事業である、保育所施設に使用している。			33,389,328
建物	豊川市御津町下佐脇北浦20番地5	—	第1種社会福祉事業である、保育所施設に使用している。	82,500,000	57,404,226	25,095,774
			基本財産合計			58,485,102
<b>(2) その他の固定資産</b>						
建物		—		1,282,785	1,248,649	34,136
構築物		—		26,359,375	17,253,144	9,106,231
車両運搬具		—		185,000	169,583	15,417
器具及び備品		—		18,234,087	13,817,330	4,416,757
ソフトウェア		—		1,305,720	1,167,444	138,276
退職給付引当資産		—				6,676,986
保育所繰越積立資産	定期預金 ひまわり農協御津支店	—	将来における施設運営の目的のために積み立てている定期預金			1,900,000
保育所施設設備整備積立資産	定期預金 ひまわり農協御津支店	—	将来における施設整備の目的のために積み立てている定期預金			20,000,000
			その他の固定資産合計			42,287,803
			固定資産合計			100,772,905
			資産合計			112,862,411
<b>II 負債の部</b>						
<b>1 流動負債</b>						
事業未払い金	3月分水道光熱費他	—				1,583,288
職員預り金	3月分源泉所得税他	—				895,480
			流動負債合計			2,478,768
<b>2 固定負債</b>						
退職給付引当金	独立行政法人福祉医療機構	—				6,676,986
			固定負債合計			6,676,986
			負債合計			9,155,754
			差引純資産			103,706,657

# 計算書類に対する注記（法人全体用）

## 1. 継続事業の前提に関する注記

継続事業の前提に重要な疑義を生じさせる事象や状況は有りません。

## 2. 重要な会計方針

### (1) 固定資産の減価償却の方法

- 平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産

取得価額の10%を残存価額とし取得価額に償却率を乗ずるする定額法。耐用年数到来時においても使用する資産はそれまでの償却方法を延長し備忘価額(1円)まで償却を行う。

- 平成19年4月1日移行に取得した有形固定資産

残存価額をゼロとし償却累計額が取得価額から備忘価額(1円)を控除した金額に達するまで償却する、償却率を乗ずる定額法。

- 無形固定資産

当初より残存価額をゼロとし、償却率を乗ずる定額法。

### (2) 引当金の計上基準

- 退職給与引当金

愛知県退職共済制度に基づき、事業所負担額の累計額を計上しています。

- 賞与引当金

該当なし

当法人に有価証券及びリース資産は有りません。

## 3. 重要な会計方針の変更

該当なし

## 4. 法人で採用する退職給付制度

加入している退職共済制度は、次のとおりです。

- 確定給付型退職給付制度 ー 愛知県社会福祉協議会が主催する退職共済制度
- 確定拠出型退職給付制度 ー 独立行政法人医療福祉機構が主催する退職共済制度

## 5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっています。

### (1) 法人全体の計算書類（会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式）

### (2) 菊保育園拠点区分における拠点区分計算書

（会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式）

当法人は社会福祉事業のみを実施し、また拠点は菊保育園単独である為、以下の作成を省略しています。

（会計基準省令第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式）

（会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式）

### (3) 菊保育園拠点区分におけるサービス区分の内容

「本部」

「菊保育園」

## 6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりです。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	33,389,328	0	0	33,389,328
建物	26,729,274	0	1,633,500	25,095,774
定期預金	0	0	0	0
合計	60,118,602	0	1,633,500	58,485,102

## 7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりです。

担保している債務の種類および金額は以下のとおりです。

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりです。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	82,500,000	57,404,226	25,095,774
建物	1,282,785	1,248,649	34,136
構築物	26,359,375	17,253,144	9,106,231
機械及び装置	0	0	0
車輌運搬具	185,000	169,583	15,417
器具及び備品	18,234,087	13,817,330	4,416,757
有形リース資産	0	0	0
ソフトウェア	1,305,720	1,167,444	138,276
合計	129,866,967	91,060,376	38,806,591

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

12. 関連当事者との取引の内容

該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債

及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- (1) 会計処理上の見積方法の変更 — 該当なし
- (2) 新たに採用した会計処理に関する事項 — 該当なし
- (3) 勘定科目の内容について特に説明を要する事項 — 該当なし
- (4) 法令、所轄庁の通知等で特に説明を求められている事項 — 該当なし